

## 府営住宅の家賃減免制度の改正について（修正案）

- 今回の府営住宅の家賃減免制度の改正については、国の家賃制度の改正や生活保護基準との整合性、府営住宅以外にお住まいの方や府営住宅にお住まいの減免者以外の方との公平性の観点から、適切な家賃負担のあり方について再度見直すものであり、平成21年4月1日から実施することとしている。

実施に当たっては、既存減免者について、改正後の家賃が3,000円を超えて上昇する場合、急激な負担増とならないよう、一定の経過措置を設けることとしたところであるが、現下の経済情勢等を踏まえ、経過措置を修正する。

- 経過措置期間の延長

引き続き減免対象となる世帯の負担増の激変緩和措置を拡充する。

（上昇率に応じた3年間、5年間、7年間の経過措置期間を、それぞれ5年間、7年間、9年間に延長する。）

- 経過措置1年目の負担額の軽減

経過措置1年目の上昇額については、3,000円を上限とする。

- 住み替え制度の拡充

世帯人数に応じた住宅への住み替えを希望する入居者等について、住み替えを円滑に進めるため、制度を拡充する。

（住み替えにより負担額が減少する住宅への住み替え）